

社会福祉法人東伊豆町社会福祉協議会会員規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第32条に規定する会員に関して必要な事項を定めるものとする。

(会員及び資格)

第2条 社会福祉法人東伊豆町社会福祉協議会(以下「本会」という。)の会員とは、東伊豆町に居住する者、並びに本会の趣旨に賛同し入会した者をいう。

(会員の種類)

第3条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 一般会員(個人)
- (2) 特別会員(団体、機関の役員及び篤志家)
- (3) 賛助会員(事業所等)

(入会)

第4条 本会に入会しようとする者は、会費の納入及び領収書の受領をもって会員となる。

(会費)

第5条 会員の会費額は次のとおりとする。なお、特別会員、賛助会員の口数は制限を設けない。

- | | | |
|-------------------|----|--------|
| (1) 一般会員…… 1世帯当たり | 年額 | 300円 |
| (2) 特別会員…… 1口当たり | 年額 | 1,000円 |
| (3) 賛助会員…… 1口当たり | 年額 | 3,000円 |

(会費の納入)

第6条 会員は、その年度の会費を年度内に納入しなければならない。

(退会)

第7条 会員は、次に掲げる場合は退会したものとする。

- (1) 特別の事情により本人から退会の申出があった場合
- (2) 会員たる資格を失った場合

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃については、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成9年9月1日から施行する。

この規程は、平成14年3月28日から施行する。

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

(平成18年9月20日の定款変更による条項の変更によるもの)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

第1条、「第18条」を「第32条」へ変更。

第4条、「別に定める会員申込書を本会に提出し」を「会費の納入及び領収書の受領をもって」へ変更。

第8条・「委任」を「規程の改廃」へ変更。